

佐賀県指令 4 建設技第 531 号
令和 4年(2022年)10月31日

〒840-0857
佐賀県佐賀市
鍋島町八戸1150-5

(株) 環境STR

瀧上 哲 様

佐賀県知事 山口 祥 義



一般 建設業の許可について (通知)

令和 4年 9月 16日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許可番号 佐賀県知事 許可(般-4)第 10575号
許可の有効期間 令和 4年11月 8日から 令和 9年11月 7日まで
建設業の種類

土木工事業
とび・土工工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鉄筋工事業
しゅんせつ工事業
解体工事業

大工工事業
石工事業
鋼構造物工事業
舗装工事業
水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 9年10月 8日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)